

市民活動・ボランティアサポートセンター運営会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民活動・ボランティアサポートセンター（以下「センター」という。）の機能を十分に活用し、有効かつ円滑な事業運営を図るための方法等について協議する市民活動・ボランティアサポートセンター運営会議（以下「運営会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 市長は、運営会議の会議（以下「会議」という。）を7人以内で開催するものとする。

2 市長は、次に掲げる者のうち適当と認めるものに対し、会議への参加を要請するものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体が推薦する者
- (3) その他市長が適当と認める者

3 市長は、運営会議の円滑な進行を確保するため、座長及び副座長を置くことができる。

4 座長は、会議の円滑な進行に努め、副座長は、座長を補佐するものとする。

(意見等)

第3条 会議への参加の要請のあった者は、センターで実施する事業及びセンターの運営等について意見し、又は提案することができる。

(庶務)

第4条 運営会議の庶務は、市民局市民参画部市民活動推進課市民活動・ボランティアサポートセンターにおいて処理する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、運営会議の開催に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年 5月30日から施行する。

2 最初に開催される運営会議の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成26年3月20日から施行する。